

議 長	副議長	局 長	次 長	議 事 係 長	議 事 係

総務常任委員会会議録（１２年２定）			
日 時	平成１２年　６月３０日（金）	開　　議	午後　１時００分
		散　　会	午後　５時２３分
場　　所	第　２　委　員　会　室		
議　　題	付　　託　　案　　件		
出　席　委　員	次木委員長、佐々木（勝）副委員長、横田・新谷・見楚谷・北野・中畑・佐々木（政）・斉藤（陽）各委員		
説　明　員	教育長、助役、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、消防長、監査委員・選挙管理委員会両事務局長　ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書　　記			

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名議員に、見楚谷委員、北野委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「北海道新幹線環境影響評価準備書の閲覧開始について」

○（企画）八木主幹

それでは、北海道新幹線環境影響評価準備書の縦覧並びに住民説明会について御報告いたします。

日本鉄道建設公団では、北海道新幹線建設の前段階として、平成12年度に環境影響評価方法書の手続を終え、引き続き、同準備書の作成作業を行っておりましたが、このほど、同公団からこの業務が完了したので縦覧の手続に入るとの連絡を受けました。それによりますと、明7月1日公告、日本鉄道建設公団事務所、北海道のほか沿線自治体を縦覧場所として指定し、7月31日までの1カ月間縦覧に付すとのことでございます。また、それに合わせて、来る7月21日金曜午後6時から市民センターにおきまして環境影響評価準備書にかかわる住民説明会が開かれることになっております。これに伴い、本市では企画部内に縦覧場所を設け、土曜日、日曜日及び祝日を除いて、午前9時から午後5時まで縦覧対応するものとしてございます。

今後は、この縦覧を経た後、道では北海道環境影響評価審議会に諮問し公聴会の開催や沿線関係自治体の意見を聞く一連の手続を進め、同審議会からの答申を受けた上で同公団に対して知事意見を述べていくこととなります。

○委員長

次に、本定例会に付託された案件について、順次説明を願います。

「議案第6号及び第7号について」

○職員課長

それでは、議案第6号「小樽市職員恩給条例等の一部を改正する条例案」及び議案第7号「小樽市雇員恩給条例の一部を改正する条例案」について御説明申し上げます。

職員恩給条例等の一部を改正する条例案につきましては、国の恩給法等の一部を改正する法律が本年3月31日に改正されまして、恩給年額算出の基礎となっております給料月額が平均で0.25%、昨年は0.7%でございましたけれども、本年0.25%の増額となるため、これに準じて改正をし恩給支給額を平成12年4月分から増額するものであります。

また、雇員恩給条例につきましては、職員恩給条例等の一部を改正する条例案に準じまして同様の改正をするものであります。

○委員長

「議案第9号及び報告第1号について」

○市民税課長

議案第9号「小樽市税条例の一部を改正する条例案」について御説明申し上げます。

内容といたしましては、いずれも平成12年度税制改正により地方税法が改正されたことに伴うもので、平成13年度以降の課税に関する規定について所要の改正を行うものであります。

個人の市民税において、特定中小会社の発行した株式を平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に払い込みにより取得した個人が当該株式を譲渡した場合に、その株式が一定の要件に該当する場合、その譲渡所得等の金額を2分の1とする課税の特例を新たに設けるものであります。

法人の市民税が課税される法人のうち公益法人として取り扱うこととしておりました保険契約者表記等について地方税法の規定が削除されたことに伴い、条例の規定を削除するものであります。

固定資産税において、新築住宅に対する軽減措置の床面積の上限が240平方メートルから280平方メートルに拡大されたことに伴い、被災者が新築した住宅に対する軽減措置の床面積についても、同様に拡大するものであります。

以上であります。

報告第1号について御説明いたします。

平成12年度の税制改正に伴い、地方税法の一部を改正する法律が3月29日に公布され4月1日から施行されることに伴い、小樽市税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分したものであります。

その主な内容は、個人の市民税において、低所得者層の税負担に配慮するため均等割及び所得割の非課税限度額を引き上げたほか、軽自動車税において、日本赤十字社が所有し直接本来の事業の用に供する救急車について非課税とするとともに、固定資産税及び都市計画税において、評価替えに伴う土地について負担調整措置を講じたもので、商業地等の宅地につきまして負担水準の上限を現行の0.8から、平成12年度及び平成13年度は0.75、平成14年度は0.7に引き下げ、また、価格が著しく下落した土地について現行の価格下落率0.25を0.12に引き下げることにより、税額の減少及び据え置きの特例の適用を受ける納税者の増大を図ることとしたものでございます。

○委員長

「議案第18号及び第19号について」

○（消防）総務課長

議案第18号「小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」及び議案第19号「小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」につきまして一括御説明申し上げます。

議案第18号につきましては、平成12年4月1日、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、これに準じて同条例につきましても同様に退職報償金の額を改定するものであります。

次に、議案第19号につきましては、平成12年6月12日、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、損害補償の対象となる応急措置従事者の範囲が拡大され、また、平成12年4月1日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、これに準じて、同条例につきましても同様に補償基礎額等を改定するとともに所要の改正を行うものであります。

○委員長

「議案第20号について」

○契約管財課長

議案第20号について御説明申し上げます。不動産の譲与についてであります。

高砂会館の建っている敷地につきましては、勝納川の河川敷地であったものが用途廃止され北海道の用地となっておりましたが、昭和61年に北海道から早期取得の督促があった際に、当会館の敷地として若松2丁目会に無償で使用させることを条件に、市が公共用地として取得したものです。その際、若松2丁目会は取得価格相当額を市に寄附し、市は当該用地を当町会に無償使用させ、かつ、7年経過した後は希望があれば無償にて所有権を当町会に移すことを約した覚書を交わしたものです。

今回、若松2丁目会から、平成11年12月に法人格を取得したこと、会館の老朽化に伴う建設資金の調達等も展望している等の理由で覚書に基づき譲与をしてほしい旨、市長あてに要望書にて申し入れがありましたので、小樽市若松2丁目138番10の宅地、153.42平米の無償譲渡について議案を提出したものです。

これより質疑に入ります。

○新谷委員

公立高等学校配置の基本指針の見通しについて

公立高等学校配置の基本指針の見通しというのが北海道教育委員会より出ていまして、それで、これに関して何

点かお尋ねいたします。

この案は、どういう内容で提示されておりますか。

○学務課長

公立高等学校等の基本方針の見直し案につきましては、今年5月9日、道教委から私ども教育委員会の方に送付をされております。これにつきましては、平成12年3月27日、道教委の方から、中長期の展望に立った高校配置のあり方についてということでの報告書が提出をされているわけですが、それに基づいて今後9年間ほどの先を展望しての高校配置のあり方について道教委の基本的な考え方を示したものだというふうに理解しております。

○新谷委員

この中で間口の削減ということが出されていますね。それで、特に職業学科の再編成ということで示されているんですけども、6生活圏に分けられて、その中で拠点校、準拠点校というふうに位置づけられています。小樽の三つの職業高校のうち、小樽工業と小樽商業が準拠点となっています。これはどういうことなのでしょうか。

○学務課長

拠点校、準拠点校の定義につきましては、先ほど申し上げました高校配置のあり方の報告の方で述べられておりますので、それについても御説明をいたしたいと思います。

この定義につきましては、今、先生の方からもございました6圏域の職業教育を推進する上で中心的な役割を担う学校という位置づけで、拠点及び準拠点校という位置づけがなされております。

それで、小樽の高校につきましては、工業高校が工業科の準拠点校、小樽商業高校が商業科の準拠点校、それから水産高校につきましては水産科の拠点校という位置づけになっております。また、これらの位置づけにつきましては、バランスのとれた学科を有する単一校とすることが望ましいというのが道教委の拠点校及び準拠点校の位置づけというふうに理解をしております。

○新谷委員

「準拠点校は、圏内における拠点校の配置状況や産業構造などを考慮の上必要に応じて配置することとし、今後の生徒の進路実態によっては見直しが必要となる場合のあり方を検討する」というふうにありますよね。そうすると、必要に応じて配置ということになりますと、拠点校は間口は確保するけれども、準拠点校は間口削減の一番の対象になってくるということは考えられませんか。

○学務課長

この報告あるいは見通しが提起をされてから、まだ具体的な内容の説明会というものについては道教委の段階で開かれてはおりません。それで、私どもも、今、先生の御指摘にあった部分について、今後拠点校なり準拠点校のあり方、こういった方向性でいくのか明確にしていかなければならないというふうには考えておりますけれども、現状では私どもの理解としては、報告の中にありますとおり、単一校とすることが望ましいという位置づけが明記されておりますので、そのような形として存続するのではないかとということで理解をしております。

○新谷委員

単一校で明記をされているということでは期待は持てますけれども、逆に、間口の削減ということが書かれていますので、今後は注意深くしていかなければならないんじゃないかなと思いますけれども、万が一、道央圏の中で、道央圏というのは札幌から苫小牧、室蘭、美唄と非常に広いわけですが、この中で再編されるということになりますとどういう影響が考えられますか。

○学務課長

今、御指摘のとおり、6つの圏域に分けておるわけですが、この道央圏というのが極めて広い。その意味では、他の5つの圏域についてはそれぞれ拠点校、準拠点校が1校ないしは2校のわけなんですけれども、道央圏については農業科でいっても2校、工業科でいいますと7校、極めて多い指定になっているわけです。そうなりま

すと、当然この区域の中での拠点校、準拠点校あるいはその他の学校との関係というものがどういう形になっていくのか。御指摘のとおりなんですけれども、現実的には私ども、まだその関係等につきまして十分承知をしてございませんので、今後の道教委等の議論の中でまた明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

○新谷委員

特に小樽工業は後志管内に1校しかありません。間口が削減されますと小樽経済にとっても非常に打撃になるのではないかなと思います。

経済部からいただいた資料によりますと、公立職業高校の市内就職率は、この不況下にあっても10年度44%、11年度43%、12年度51%という就職率です。ほぼ決まっているということですね。道内でいってもほとんどが札幌だということなんです。ですから、通える範囲にあるわけですね。市内それから道内合計が、この3年間は80%前後で推移しています。この数値を見ても、地域産業の担い手を育成する側面が大変大きいと思いますが、その点ではいかがですか。

○学務課長

新谷委員御指摘のとおり、小樽市内にはさまざまな職種の商工業がございます。小樽市内には、もちろん水産業も含めてですけれども、その意味からしても小樽市内にある工業それから商業、水産、それぞれ産業振興との兼ね合いで長い歴史の中で設置をされてまいりましたし、現状もその位置づけというのは当然あると思います。私どもも、この間もさまざまな形で高等学校のありかたについては道教委にも陳情等をやっておりますけれども、単に間口だけの問題ではなくて小樽の産業構造の関係も含めて存続に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○新谷委員

これは企画部になると思うんですけれども、これ以上の間口の削減は小樽の人口減に拍車をかけるものだと思いますし、若者の定住策としての間口削減の問題は市全体で考えるべき問題ではないかなと思いますが、いかがですか。

○（企画）安達主幹

当市としてはやはり現状維持、少なくとも、そういったものの中でこれからも運動を進めていかなければならないと思っておりますけれども、しかしまた一方で、産業別のいわゆる就業者数などを見ていきますと、特に第2次産業的なものが著しく落ちていく、一方で第3次産業的なものが逆に微増になっているという、こういった仕組みの中から、職業高校のあり方なりあるいはそのあたりの性格的なものも含めたことも考えながら今後の維持を図っていかなければならないのではないかなというふうに考えております。

○新谷委員

道教委の方では中長期の展望に立った高校配置のあり方、中間報告に基づき意見を聞く会を開きました。小樽市としてはどのような意見集約をしてどんな意見を出したのでしょうか。

○学務課長

御指摘の道教委主催の意見を聞く会は、今年1月17日に倶知安町で開催をされております。

御承知かと思うんですが、ちょうどこの日は小中学校の適正配置の関係での特別委員会と日程が重なっているということもございまして、意見を聞く会の方には収入役と私の方で参加をしております。その中で、小樽市の意見として3点ほど申し述べてございます。

まず1点目は、御承知のとおり、平成12年度の適正配置計画の中で商業高校と潮陵高校それぞれ1間口ずつの2間口が削減になったわけです。この中間報告の中では、道教委の考え方として高校の適正規模を4から8間口というふうに規定をしております。その関係でいいますと、12年度の間口の削減の関係で市内の公立高校はすべて4から8間口の適正規模の幅になったという結果になったわけです。そういったことを踏まえまして、私どもとしては、

もう既に適正規模を下回るあるいは上回るという方向が市内にはない中では、今後は現状の間口確保というのをやっていたきたいということで1点要望しております。

2番目は、教職員定数の関係なんですが、中間報告の中では大変厳しい状況だという形で述べられております。ただ一方では、TTですとかあるいは少人数指導という、そういったものが検討課題としても挙げられており、このことにつきましてはそれぞれ高校の先生方からも、とりわけ職業科の指導に当たっては30人では厳しいというような意見も出されておりますので、そのことも踏まえ、職業学科についての学級定員の引き下げを要望しております。

あと3点目といたしましては、前段も御指摘がありましたとおり、この高校間口の問題は単に教育問題というだけではなくて地域の社会的な問題にも関係をしておりますので、そういったことも含めて今後道教委での議論をしていただきたいと、おおむねこの3点について中間報告についての意見を申し上げてまいりました。

○新谷委員

これからこの適配の基本指針と見通しで検討委員会が開かれると聞いていますが、いつ、どのような構成でされますか。

○学務課長

基本方針と見通しについては、案については5月9日に私ども教育委員会の方に局から通知がございました。それにつきましては、既に文章で小樽市の意見といったものについては局の方に提出しておりますが、今後これについての具体的な議論等については、例年開かれております適正配置地域別検討協議会等の中で議論されていくものというふうに理解しております。

○新谷委員

その構成メンバーというのは、道教委から指定されているんですか。

○学務課長

地域別検討協議会は道教委主催の会議でございます。それで、小樽段階で参加要請が来るのは小樽市それから小樽市教育委員会、中学校長会の代表、市P連の中学校の代表それから市内の公立高校の校長、それに市内の私立高校の関係者、関係者というのは理事長等の場合もございますので、そういう仕切りになっております。

○新谷委員

昨年、この間口削減反対の陳情を超党派で、また市民団体の方々と一緒に行きましたけれども、そのメンバーが入れないでしょうか。高教組、北教組、組合の関係の方につきましてはですね。

○学務課長

御指摘のとおり、陳情については私ども小樽市内にございます、行政をはじめとして教育関係団体ということで進めてまいっておりますが、この地域別検討協議会というのは道の仕切りというか、道の主催だということもございまして、参加範囲というのは一定定められております。また、地域別検討協議会の枠は、後志第1学区という、そういう枠での会議になりますので、6市町村の構成になっておりますから、現状でも50名近く、40名を超える参加体制というふうになってございまして、なかなか意見集約の部分では非常に難しい面があるのかなというふうには思っておりますけれども、機会があれば局の方にもお尋ねをしてみたいというふうに思っております。

○新谷委員

この会議に先立ち、昨年も超党派で行ったんですけれども、結局は減らされてしまいました。ですから、極力、市民の意見・要望、早急にまとめる必要があるんじゃないかなと思うんです。この会議に出られるのはごく一部の人のということで、たくさんの方がおりますので意見も十分述べられないんじゃないかなと思いますので、それに先立って小樽で意見をまとめていくという、そういうことも必要ではないかなと。

○学校教育部長

お尋ねの趣旨は、幅広く意見を聞いて、そして道教委にお話しした方がよろしいのではないかと、こういう御質問というふうに思われましたので、そういった趣旨からいたしますと、大変私、必要なことだというふうに思っています。ただ陳情のときだけでなく、陳情の前から幅広く各団体関係者の意見をお聞きして、そしてそれをもとにまた陳情していく、必要なことだと思いますので、どのような形がいいのか研究させていただきたいと思います。

○新谷委員

ぜひこの際運動を強めていく必要があると思いますので、その手だてをお願いしたいと思います。

それと、この中で30人学級を求める声も非常に強かったというふうに聞いています。少人数できめ細かな指導で、行き届いてすばらしい教育実践をしているという高校もあると聞いています。今16歳、17歳の少年の問題を考えるときに、心の通い合う教育が今こそ求められていると思いますので、この際、少人数だから削減するんじゃなくて、30人学級の意見もあわせて小樽市として道に上げていくということが必要だと思うんですけども、いかがですか。

○学校教育部長

先ほど学務課長から御答弁申し上げましたけれども、これにつきましては、直近におきましては今年の1月17日、後志で行われました会におきましても、学級定員の引き下げ、特に職業関係の学級定員等について要望いたしました。これにつきましては、各団体からもそういった要望もございますので、私どもとして機会を見まして道教委の方に粘り強く要請してまいりたいと、このように思っています。

○新谷委員

ぜひそのようにお願いしたいと思います。

新行政改革実施計画について

行革の実施計画についてお尋ねいたします。

まず、職員の定数削減にかかわっての質問ですけれども、職員数の削減が平成9年から12年、5%削減ということとされてきました。目標とされた人数と実施された人数はそれぞれ何人いますか。

○職員課長

行革の中で示された平成9年から平成12年までの4年間には、当時の職員数の5%、120名という目標のもとに、平成9年から対前年比で職員数の推移を申しますと、本年12年4月1日で見ますと、合計で132名の職員の削減を行っています。

○新谷委員

10年、11年の時間外勤務の総数、それから1人当たりの時間数、それから時間外手当の総額、幾らになりますか。

○職員課長

時間外の部分でございますけれども、11年度につきましては今決算の数字で私どもも正確な部分では今まとめている最中でございますので、お急ぎでなければ10年、9年ということでお話をさせていただきたいと思うんですけども、平成10年度につきましては既に資料でお出ししておりますけれども、総時間数でいきますと23万3,259時間、時間数でいきますとそういう形です。単純に人数で割り返しますと、1人当たりの時間外が116.3時間、さらに金額でございますけれども、平成10年度につきましては約6億3,230万円になってございます。それから、9年度につきましては、総時間数でいきますと24万4,722時間でございまして、1人当たり120.2時間、金額で申しますと6億3,840万円、こういった形になってございます。

○新谷委員

この時間外手当の総額を単純に職員の平均給与で計算しますと、何人の職員が採用されることになりますか。

○職員課長

およそ1人当たりでいきますと、平均でいきますと約3,000円程度になるかと思いますが、年収で申しまして8

50万円程度でございますので、70数名から80名となるかと思えます。

○新谷委員

資料で職員定期検診の結果が出されています。この結果を見ますと何らかの原因で有所見者率が、10年度では61.8%、11年度では63.4%というふうに高くなっていて、1人当たりの時間外勤務も若干ふえているということですね。こういうことを見まして、これをどういうふうに考えたらいいかといいますと、やはり職員の方々のいろいろなストレスとか、そういうものがあるんじゃないかと思えます。それでこういうふうになっているケースも多いんじゃないかなというふうに考えますが、これはどういうふうに考えていますか。

○職員課長

これは、お出ししておりますとおり、定期健康診断の結果でございますけれども、その中で見ておわかりのとおり、项目的にはいろいろと分かれてございますけれども、やはりかなりの部分で肥満度といいますか、これは標準の体重に對しましてプラスマイナス10%、そういった人間が、それよりもやせているもしくは太っている方、これが該当するわけでございますけれども、そういった中では数が非常にその部分で大きなウエートを占めているというのが1点と、この何年間かの傾向を見ますと血中脂質あるいはまた糖尿病の検査といいますか、そういったものが比較的パーセントが多くなってきている。こういった中では職員の採用とそれから在籍との関係等々も含めまして年齢が上がってまいりますと、そういった部分が出てくるのでないかと思えますので、一概にそういった勤務時間等々の中で比較することは難しいのかなと、そんなふうに思っております。

○新谷委員

専門的なことはわかりませんが、いずれにしても、糖尿病なんかはストレスが引き金になるという部分も聞いておりますので、そういうこともあるんじゃないかなというふうに考えます。それで、15日以上療養している方は、10年、11年でそれぞれ何人ですか。

○職員課長

私も15日以上の療養者ということで見てございますけれども、中には年度をまたいで療養している人間もございますけれども、平成11年度でいいますと、そういった人数をかけますと140名、それから平成10年度につきましては118名というふうになってございます。

○新谷委員

実際にはふえているということですね。

それで、職員の健康状態が悪化しているということと、それからあわせて、今、非常に失業者が多いですね。雇用の促進を図るという意味からしても、この際雇用の拡大を図るべきじゃないかなと思うんですけれども、目標の120人に対して130人と、既に多く減らしているわけですから、これを修正する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○職員課長

これは、確かに行革の中で職員数の削減については目標を立ててございますけれども、そういった中では職場における仕事の見直しであるとかあるいはまた仕事のやり方、そういった組織機構、あるいはまた業務内容、そういったものをいろいろと見直しをかける中で、そういった目標に沿って進めてきているわけで、結果として、130名というふうになっているというふうに考えておりますので、私どもがある程度の見直しをした結果と考えてございまして、それ以外に特段あえて職員数を削減してきていると、そういったふうには考えておりません。

○新谷委員

それでは、今後これを修正して採用の方向にいくということはないのでしょうか。

○総務部長

行政改革の推進につきましては、やはり職員数の削減を一つの目標として掲げて進んでまいりましたわけでござ

いますけれども、これにつきましては、行政改革懇話会のお話だとかいろいろ市民の方々の意見も聞いて、何となく一般的な意見としても市の職員というのは多過ぎるんじゃないかというふうなこともあったわけでございます。我々もほかの都市との比較もしながら、小樽市としてのいろいろな行政の範囲の中で、どの程度できるものかということも研究しながらやってきたわけですが、一応5年間で今のところ当初の10年間の実施計画上の数字というのは130名という数字になったわけですが、今後ともどういう職員のあり方、いわゆる行政事務だとか、そういう市民に対するサービスを低下させないようにというふうにやっていけるものかどうかということだとか、あるいは職員の形そのものが、いわゆる事務系・技術系というものがあるわけですから、そういう中での仕事の分析なんかもしていかなければならないし、そういう中で、また今後どういう方向をたどるか十分研究してみたいと思っております。

○新谷委員

雇用の拡大という点ではどうなんですか。ハローワークは失業者であふれかえっているといいますが、その点でのお考えはないんですか。

○総務部長

確かに、経済状況は非常に厳しいわけでありまして、いわゆる失業者数も多いという厳しい深刻な状況を迎えているのは我々も承知しております。そういう中で、確かに経済だとか中小企業がやはり一歩でも二歩でも前進して元気になってくれるのが一番望ましいわけでありまして、やはりそういう中での地元雇用というか、そういうものも進めていくことが大事だと思うんです。そういう中で、市としても大きな組織の一つになっているわけですので、今回もいろいろ、何とか新卒者のいろんな採用についてもできる方法はないかということで取り組んでまいりましたが、今後ともやはり雇用の拡大というのは大事なことで、それも目的の一つにして進めていきたいというふうに思っております。

○新谷委員

ワンステップ行政のことなんですけれども、この中で11年度には拡大に向けた検討委員会が設置されるとあります。その拡大された中身というのはどういうものですか。

ワンステップ行政サービスの拡大につきましては、当初教育委員会の庁舎移転の問題もありまして、教育委員会の転入枠の手続あるいは通知、こういったものを戸籍住民課の転入届の際に一緒に処理できないかという考えからスタートしましたが、結果的には教育委員会庁舎の移転がなくなりまして、そういった状況の中でコンピューターソフトの改良その他を必要とするというふうな内容なものですから、これについては費用対効果というようなことも考えて先送りという形に結論としてはなりました。

その後、今の御質問ですけれども、今現在市内の各サービスセンターで取り扱っていない事務で実際サービスセンターでも取り扱いができるものがあるのではないだろうかということから、平成11年度に入りましてから、全庁的にどういう事務があるのか、サービスセンターで取扱可能な事務ということで全庁的に調査をしました。その結果、49件の事務が出てまいりましたが、それらが本当に可能かどうか、これを今1件ずつ原部の方から事務処理内容の説明を受けて、可能性があるかないか、そういった振り分けを今しております。まだ全部終わっているわけではありませんけれども、振り分けをした後でおかつ問題点なんかが出てくると思われますので、それらの問題点を整理をして、整理ができるものについては実施していきたいというふうに考えております。

○新谷委員

昨年の9月議会で厚生常任委員会の方に出してもらったんですけれども、銭函地区の乳幼児助成金の相談の手続を銭函市民センターで受けたいという要望が出されているんです。これは2年間の有効期間があるんですけれども、ここまで時間内に子供を連れて来るのは非常に困難だということで、1年に1回とか、せいぜい2回ぐらいにしているという人もいますけれども、こういうことを銭函市民センターでできないかどうかということなんですけれど

も、手続はそんなに難しいものではなさそうなんです。それで、そのこともぜひ市民サービスの拡大という点で入れていただきたいと思います。いかがですか。

○（総務）宮腰主幹

先ほど申しました全庁的な調査の中で、福祉部の方から老人保健医療費の支給申請であるとかあるいは老人医療の助成金支給申請とか、こういったものが上がってきておりまして、その中にただいまの乳幼児医療費の償還金、これも含まれておりました。先ほども答弁で申し上げましたけれども、今現在49の項目について一つ一つ現部から事務処理の内容を聞いております。福祉部の順番が来ていないものですからまだ聞いておりませんが、福祉部の方の説明を受けて、それでサービスセンターでの対応が可能だということになりましたら、問題点等を整理して、整理ができれば対象にするという形になるかと思います。

○北野委員

桃内の焼却炉について

桃内に予定されている焼却炉は、平成14年度着工、平成17年供用開始となっておりますが、ここに建設予定の大手焼却炉建設メーカーが売り込みに来たんです。この中のクボタ、荏原製作所が不祥事を起こしてマスコミでも報道されています。どんな不祥事が、契約管財課が押さえている問題点を説明してください。

○契約管財課長

クボタ、荏原の不祥事についてでございますけれども、桃内の施設導入について契約管財課で今格別動いているわけではございませんので、新聞報道等しか存じませんけれども、クボタにつきましては、本年6月15日に株主総会を円滑に進めるために総会屋らに8,500万円を提供したと、そういう疑いで、総会屋とされている広告代理店の社長、元副社長の2名が逮捕され、クボタの幹部数人が任意の聴取を受けたと。そのほか、クボタ本社など家宅搜索を受けていると、そういうことは承知してございます。

荏原製作所につきましては、環境庁が98年に実施いたしました河川のダイオキシンの調査、それにおきまして荏原の藤沢工場付近を流れている河川から高い濃度のダイオキシンが検出されたと。その後の調査によりまして、その発生源が当該荏原製作所の藤沢工場の産廃焼却炉の排水管ということが判明したということを知っています。

○北野委員

まず、社会的な問題で、クボタはそういう総会屋にお金を渡すようなことはしてはならない、こういうことで商法に反することが依然としてやられていると、こういう前近代的体質を持った会社です。

荏原は、今簡単にしかおっしゃられなかったけれども、焼却炉をつくっている、環境を売り物にしている荏原製作所が、ダイオキシンを垂れ流していたということなんですね。しかし、この問題は、単に排水管のつなぎのミスだというだけにとどまらない問題を持っている。それは、私は代表質問でも指摘しておりますけれども、これから桃内の焼却炉をどういう形にするかということで、小樽市がつくった計画書の中にガス化溶融というのも入っているんです、既存のもののほかにね。ところが、このガス化溶融が発生源の疑いがある、ダイオキシンの。これが国会でも取り上げられているんです。環境部長は、この質問に対して、そうではないんだというふうに指摘しましたが、契約管財課として、ダイオキシンを出さないために焼却炉を新しくする、大型にすると。そういう焼却炉そのものがダイオキシンの発生源の疑いがあるというふうになっているわけですから、これは本来の性質上、独自に調査する必要があると考えますが、いかがですか。

○契約管財課長

焼却炉の問題でございますけれども、契約管財課として独自に調査をする、そういうことは困難だというふうに考えております。今回のダイオキシンの問題につきましても、当然会社独自に、あるいは法的にも調査が進んでい

くと思いますので、その情報等も当然環境部の方に入ってくると思いますので、入札に際してはですけども、原部と協議していききたいというふうに考えております。

○北野委員

私は、指名業者全部云々ということは言っていないんですよ。今問題になっている、そういう社会的な指摘を受けている会社が、早ければ来年度入札ですから、こういう重大な疑いがかけられているわけですから、契約管財課そのものはノウハウとしてそういうものはないかもしれないけれども、課長おっしゃるとおり、そういうことに留意して、そしてどういう問題でダイオキシンが発生したのか、垂れ流したのか、この原因をちゃんと突きとめないでだめだと思うんです。議会側からそういう国会議論の根拠に基づいて指摘をしているんですから。原部は否定しましたよ、だけど私は納得していませんからね、環境部長のこういう答弁は。だから、ちゃんと調べて、そしてもし原因がはっきりしないという不透明なままであれば、入札に参加させないというふうなこともやるべきだと思うんですよ。部長、いかがですか。

○財政部長

今御指摘のダイオキシン関係の荏原の問題等でございますけれども、今ここで入札から排除するのもできないと思いますけれども、今御質問にありましたように、環境部と十分協議をして、そういう問題等があれば当然それに考慮しながら入札指名というものも考えていかなければならないというふうに思っています。

○北野委員

昨日の予算特別委員会で、環境部のごみ処理にかかわる契約問題で大変長い議論がありました。環境部のあいずさんなやり方を聞いていた契約管財課あるいは財政部長は、これを是とするのかということを知りたいんです。

○財政部長

昨日の議論の経過の中でも市長が答弁していますように、適切さを欠いていたということで、私もそういう認識を持っています。

○北野委員

だから、契約の問題あるいは内容の問題に立ち入って環境部がそういう事態にあるわけですから、だから私は前段のダイオキシンの問題についても原部任せならだめだから、契約管財課としても大きな責任を負うことになるわけですから、今からそういうことに留意して、正すものは正すというふうにして、一片の疑いもないようにして事を進めていただきたい。これは強くお願いしておきます。

○北野委員

花園グリーンロード及び日正寺の死亡事故について

この冬、花園グリーンロードで除雪作業が原因と見られる少女の死亡事故がありました。遺族と小樽市の関係で新たな進展があったのではないかなと思うんですが、事故の原因がどうなったか、遺族との関係、小樽市との関係では現在どうなっているかということを御説明ください。

○（総務）総務課長

原因等については私どもの方ではまだ承知はしておりませんが、遺族と小樽市の関係ということでお話をさせていただきますが、6月20日に、これは土木部から聞いている話でございますけれども、御両親とそれから弁護士が来庁したということで、この事故についての種々の点について小樽市の見解を求められた、それについて当日の回答をいただきたいということだったそうでございます。

内容についてでございますけれども、1点目といたしましては、あの場所がいわゆる市の管理用地として管理責任があるのではないかなということでございます。それから、2つ目は、除雪をしていたということとの因果関係についてどのように考えたのか、それから3つ目としては、除雪をした際の安全確認を怠っていたのではないかな、この点について小樽市の見解を求められたというふうに聞いてございますので、今後土木部サイドとしてはその辺の

ことを内容を整理するというふうになると思います。

○北野委員

この問題で小樽市が裁判で訴えられるという可能性についてはどういう認識を持っていますか。

○（総務）総務課長

これは、軽々しく私から申し上げることはできないと思います。ただ、過去のいろいろな事例の中で、一方的に訴えを相手方から提起される以前に、前段にこのように小樽市に対しての見解を求めるという行為がなされた後に訴訟を起こされたというような事例はございます。

○北野委員

最後ですが、これと同じように、稲穂5丁目の、先日の日正寺の石垣崩落事故の原因と小樽市の責任の問題については、前段と同じように聞きますので、お答えください。

○（総務）総務課長

これも責任云々については明確ではございません。ただ、あの道路はいわゆる通学路でもあるということから、道路管理上放置しておくことはできないという問題がございまして、したがって、現在土木部の方では関係箇所をボーリング調査して、いろいろのり面等になってございますから、その辺を調査の結果、測量を踏まえて、どういう方法で修復できるのか、これを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また、こういった結果を踏まえて、事務的にといいますか、石垣はお寺の所有の部分でもございますから、この辺を踏まえてお寺側とお話し合いをさせていただきたいと、そのように考えているところでございます。

○北野委員

幾人かから指摘をされているわけですが、今回の花園グリーンロードにおける除雪関連の可能性のある事故、それから今度の日正寺の石垣崩落事故、今日に至るまでその原因が警察によって明らかにされていないというのは、時間がかかり過ぎるというふうに指摘する方もおられるんですが、市側としては、ただ警察の発表待ちという、そういう受動的な態度なんですか。

○総務部長

御承知のとおり、ああいう事故が発生したわけですが、当然警察の捜査、当時の現場検証といいますか、そういう中での警察の捜査も入りましていろいろ調査されたわけですが、当然私も立ち会っているいろいろな現場ですが、今、土木部の情報によりまして警察署自体も、こういう雪の中での事故であって、写真を撮ったりいろいろなことがされたんでしょうけれども、現時点で今こういうシーズンですとどうしてもいろいろな裏づけがあっても、そういう兼ね合いの関係からなかなか進みがたいということで中断の状況にあるというふうには聞いてございます。ですから、私たちもそういう意味で警察の方の調査結果だとかそういう原因の究明というものが出されるものか出されないものかということの見きわめもやはり必要だと思います。そういう中で、警察ともいろいろこれから情報交換しながら、土木部の方とも対応して我々もいろいろと注意していきたいというふうに思っております。

○北野委員

そうすると、結局花園グリーンロードの方の原因の究明は、また雪が降って、グリーンロードに山のように雪が積まざるという状況でないと警察の捜査は再開しないの。

○総務部長

現時点での警察が中断しているはっきりした理由そのものというものは、まだ私も土木の方から確認はしていませんけれども、ただ中断の状況にあるんだということで土木部の部長から聞いていたわけです。今後はやはり小樽市としても、除排雪の方法だとか、残念な事故だったんですが、そういう事故を、注意しながら起こらないようにしていかなければならないわけでありまして、そういう面の方向も考えながら、今シーズンまた冬まで期間

があるのか、その辺のことは分かりませんが、やはりこれは原因究明に入っている警察の判断というものが一番また大きなものになると思いますし、また、いろいろと相手方も当然専門の弁護士だとかそういう方たちを中に立てていろいろとお話し合いをしているわけです。我々もそれに対応しながら誠実ある対応をしながら進めていきたいというふうには思っております。

○佐々木（勝）委員

国勢調査について

今世紀最後のいろいろな意味でのデータ集積をするシステムのことであります。その実数を知ることによって作成をして、システムを利用していくと、こういう観点だと思えますけれども、先に予想される2000年の全国一斉国勢調査についての見通しについてお聞かせください。

本年度10月1日に全国一斉の国勢調査が、10年に一度、5年に一度の調査でありますけれども、今年は10年に一度という大規模調査ということで、6月13日には国勢調査実施本部が庁舎内に設置されたということが打ち出されました。そういう意味づけも含めて今回の国勢調査の目的、内容等をお聞かせください。

○（企画）安達主幹

10年に一度の大規模調査ということでよろしいかと思います。今回の国勢調査につきましては1920年以来5年ごとに、今回が第17回目になっていると。今回の調査の目的ということでございますけれども、やはり特徴的なものといしましては、現在の我が国というものが少子・高齢化が急速に進行している、そして生産年齢人口が減少し地域人口の不均衡な形がある。これは人口構造の大きな変化に伴い、諸問題が拡大している。こういった問題が、さらに21世紀になっていきますと、より大きな課題になっていくわけでございますので、そういった課題に向けてさまざまな施策、こういったものに反映させるために今回の調査を充実していきたいということで進めていきたいというふうにしています。

具体的には、特に例えば生産年齢人口が減少していることに伴って、高齢者や女性の就業機会を確保する、そういった意味から就業時間を新たに調査するとか、就業形態とか雇用形態の調査を重点的に行う。また、2点目といましては、高齢者や介護の支援の社会構造と密接に関連する諸問題も出てきておりますので、こういった実態も調査する。さらにはまた、地域人口の不均衡といった問題がございますので、現住所での居住期間といったものも新たな調査項目に加えながら、いわゆる居住実態、定住実態といったものを明らかにすることが内容に含まれております。

○佐々木（勝）委員

大きな目的はわかりました。それで、具体的にこれをすれば、実際には10月1日から取りかかる。規模というのは大まかな仕組みをつくって、いわゆる大勢の人を調査対象にしていく仕組みです。それを含めて従来の調査をしてもらう人に対してはある程度の人数はありますけれども、今回は項目も多いということで、それにかかわる調査対象者に対してこちらの調査する側の方の人を大きな規模にするという、そういうことを含めていますか。どのぐらいですか。

○（企画）安達主幹

調査項目につきましては、前回は大規模な、今から10年前でございますが、そのときには20項目だったと思いますが、その項目が2項目ふえている。それから、前回の5年度の調査の項目が全部で16項目だったと思えますけれども、6項目がふえてございますが、そういった意味でも、特に人数をふやすということではなくて、調査官ですね。5年前から比べますと若干の調査範囲の広がりがございますけれども、ほぼ同数の調査官の中で調査を進めてまいりたい。

ただ、内容をそういった形で充実をさせていく、こういった姿勢です。

○佐々木（勝）委員

そうすると、13日に立ち上げて本部をつくるわけだから、企画を中心に協議に入っていくということですね。そうすると10月1日ですから、それにかかわる仕事の手順、準備状況というのもあると思うんですが、現在の準備状況というのはどういうふうになっていますか。

○（企画）安達主幹

国勢調査については大変な作業ですけれども、調査員の確保、調査区の設定なり確定なり、これは非常に大変な作業でございますし、また一定の準備いたしますので大変でございますので、これにつきましては本年2月から、まず統計担当の準備室といったものを、今までは企画調整担当の中に一部入れてきたものをまず一つの部屋に移していく。さらにその中で調査区の設定なり、必要な事務的な事務費の確保、こういったことを進めていきまして、それでやっと6月13日に準備事務局を立ち上げてございます。そして、今進めている作業ですが、まずは、いわゆる指導員の確保をしてございますので、この確保の作業をするとともに、それから、来月の初めには約1,150人程度の調査員の発令が必要でございます。その人選といったものを現在鋭意進めております。

○佐々木（勝）委員

そうすると、それにかかわる臨時雇用を予定すると、こういうことで押さえていいですね。

○（企画）安達主幹

そのとおりでございます。現在はまず当初約2名の臨時職員といったものを現在採用したいということで準備を進めております。

○佐々木（勝）委員

毎月住民台帳ですか、小樽の人口動態が出ておりますね。平成7年度と比べて、恐らく今回、その予想なり見通しというのが出ているはずですよ。人口の問題等についてある程度の見通しが立つのではないかな、予想できるんじゃないかなというあたりを詳しくわかっていれば。

○（企画）安達主幹

これは端的な例でございますけれども、平成7年度におきましては、いわゆる住民台帳人口といったものが約15万8,500人、それに対して国勢調査人口の調査は15万7,000人であると。

こういった面からいきますと約1,500人程度の誤差があったと。そういった意味では平成12年度現在の5月あたりの数字が15万2,000人でございますので、国勢調査人口は果たしてどうなるのかといった点は一番注意をしなければならぬ、考えるべき点になるというふうに思っておりますけれども、ただ、私どもといたしましては、この5年の間に、やはり築港地区再開発が行われたということでございます。あるいは観光客人口の増加ですとか、小樽市に対する流入人口といったものが相当増加をしているんじゃないか。それに対して、いわゆるまだ目には具体的にはふえてございませんけれども、新たな雇用を創出なり新たな産業といったものもまた同時に生まれてくるのではないかとこのように考えてございますので、実際の人口動態は必ずしも5年前とは同じではないのではないかと。そういった意味で、やはり今回の調査についてはできるだけその選択に努めながら、余すところなくやっていくといえますか、そうした上で十分な調査をしてまいりたい。そういった中でも正確に実施してまいりたいと、このように考えております。

○佐々木（勝）委員

例えば今みたく、推移を慎重に見守っていくということがあるようですけれども、先の話ですけれども、万が一、15万を割るよう状態になったときに与える影響と申しますか、予想される影響というのはどういうものがありますか。

○（企画）安達主幹

私はそこまで想定はしてございませんけれども、やはり国勢調査人口が特に地方交付税の算定基礎にもなるとい

うことでございますから、財政に与える影響といったものも一部ございますけれども、まずやはり、小樽市に対する、いわゆる大きな意味で、人口規模のメリットの乖離の問題、小樽市民全体にいろいろの影響を与えるのではないかなというふうに思います。

○佐々木(勝)委員

先の話ですから、その時点でまたやりたいと思います。

合計特殊出生率について

同様に、きのう全国の厚生省発表の人口動態統計が発表になりました。その中で注目すべき統計値ということで、いわゆる合計特殊出生率が出まして、少子化の最たるものというふうに押さえていますけれども、この区別、いわゆる出生数と合計特殊出生率、これはきちっと押さえなければならぬだろうなというふうに思っていますけれども、合計特殊出生率がいろいろな場面で使われる傾向のものと、それからいわゆる簡単に出生数という形に使われていますけれども、この出生と合計特殊出生率のもたらす意味というのは大きいと思うんです。それで、こういう押さえでいいんですか。一人の女性が一生に産む子供の数、こういうふうに押さえて、まずよろしいでしょうか。

○(企画)濱谷主幹

合計特殊出生率の定義づけというか、どういった内容かということでございますが、今、委員がおっしゃいましたとおり、出産可能な女性が、年齢としては15歳から49歳というふうに決めておりますけれども、この女性が一生の間に子供を何人産むかという数字でございます。一般に言われている普通出生率というのは、人口1,000人に対して何人生まれたかというふうな分け方をしていると思います。

○佐々木(勝)委員

それによりますと、これまでの過去の最低の1.34というのが全国の平均、私も3年前でしたか、1.5人はショックと。1.5を境目にしてショックを受けたという印象を得たんです。それをさらに割って1.34と、こういうことが発表になりました。ちなみに、世界の国と比べてみますと、統計によりますと、ドイツで1.41、スウェーデン1.51、英国1.70、米国の2.3と、欧米よりもずっと低い。ただし、イタリアの1.19よりはちょっといいかなという感じの発表がありました。これは大変重要な意味をもたらすだろうなというふうに思っていますけれども、下手をすると、これまでの社会保障制度までの組み立てを変えていかなきゃならないというような重大な意味を持つ数字じゃないかなと。簡単に言うと、少子化に歯止めがかかっていない。

それが少子・高齢社会に与えている影響というものが大きいんだろうなというふうに思いますけれども。それで、全国はそういうふうな状態ですけれども、全道とそれから小樽の数値についてお知らせください。全道と小樽については、その出生率、合計特殊出生率、推移と現時点の数値ということでお知らせいただけますか。

○(企画)濱谷主幹

合計特殊出生率の推移でございますけれども、まず、今日新聞で全国と全道が発表されておりましたが、全国が1.34、全道が1.20、これは平成11年の数字でございますけれども、小樽につきましては、合計特殊出生率については保健所で出しております。私ども、保健所に11年の数値を聞いたところ、通常、国勢調査の年に5年ごとに出して保健所内報で発表している数字でございます。それ以外の年については統計時に推計を出しているという形で、こういうような少子化が進んでおりますので、国勢調査以外は独自に出しているということで、今回、独自の推計では小樽市は平成11年分については1.02というふうな数字を出しております。それで、過去何年間かの推移ということでございますので、平成2年に国勢調査がありまして、それ以降平成2年、7年、10年、11年についてお話ししたいと思います。

平成2年については、全国は1.54、それから全道が1.43、小樽市が1.12でございました。それから、平成7年は、全国は1.42、それから全道が1.31、小樽市が1.13になっております。それから、平成10年、全国が1.38、それから全道が1.26、小樽市が1.08でございます。それから、11年は先ほど申し上げましたように、全国が1.34、それから

全道が1.20、小樽市が1.02というような数字になっております。

○佐々木（勝）委員

では10月の国勢調査でまたさらに詳しくとるんですか。

○（企画）濱谷主幹

そういうことです。

○佐々木（勝）委員

それはそうですね。今、現時点では1.02と、大変本当にショックでしたものね。ただ、これを扱うときに私も現場にいて、慎重にしなければならぬと思うのは、さっき言った、女性が一生かかって産むという数ですから、この原因というか、産みふやせの時代と違うということは確かに言えるんだけど、非常に扱い方が重要なんだろうなというふうに思うんですけども。この1.02という数をよって来る原因分析、この辺あたりは詳しくはできないと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○（企画）濱谷主幹

この人口対策についてはいろいろ難しい面がございまして、一朝一夕にはなかなか結果は出ないということでございますが、一般的に全国的にこういったような傾向でございますので、やはり女性の晩婚それから非婚化、それ思った以上に進んでいるのではないかとということがやはり一番の原因として挙げられております。

○佐々木（勝）委員

先ほど一番冒頭言いましたように、小樽の環境も含めて弱点を知って、それをしっかりと自分たちのものにしてそれを補強していくという、そういう観点にあるということですが、この点の予算に対する方針で、本当に真剣に考えて、やはり少子・高齢化対策を小樽の場合、ここにやはり力点を置いた対策、そういうあたりを進めるべきじゃないかなというふうに受けとめます。

○佐々木（勝）委員

総選挙の結果について

これは今年あった一番直近の6月25日の総選挙の結果について、投票と投票率向上対策について何点かお尋ねします。

今回の総選挙、初めての衆議院になってからの新しい制度における選挙だということで、若干の変化はあったと思いますけれども、一応今回の総選挙の投票にかかわる特徴としては不在者投票がやりやすくなったという点と、それから、投票時間が2時間延長だと。場所によっては短縮したところもありますけれども、小樽の場合は予定どおり午前7時から午後8時までの投票時間と、こういうふうに押さえていいんですか。

○選挙管理事務局次長

ただいまの今回の総選挙の結果でございますけれども、確かにただいまお話がありましたように、このたびの総選挙につきましては、投票時間延長の2時間、それから不在者投票事由の緩和、制度改正、これが行われた初めての総選挙ということで、我々も投票率に非常に関心を持ってきたところでございます。ただいまお話の、投票時間の2時間延長によります市内の47投票所におきましては、約9,000人ほどの投票者がございました。それから、不在者投票におきましては7,846人ということで、前回に比べて2.3%アップをいたしてございます。また、先ほど申し上げました2時間延長による9,000人ほどの投票者数につきましては、投票率に換算をいたしまして約7%くらいと伸びがあるそうでございまして、これらの数値を見てまいりますと、やはり法改正による一定の効果はあったというふうに分析をいたしております。

○佐々木（勝）委員

あわせて、今度は逆に、投票はされたけれどもということになるんですけども、実際に小樽の最終投票率というのは幾らか。そして、その中で無効投票の割合は。

○選挙管理事務局次長

最終投票率でございますけれども、小選挙区で申し上げますけれども、予定者数総数が12万6,783人、それに対して投票者の総数が8万1,097人ですので、投票率としては63.97%ということになってございます。

無効投票の実態ということでございますけれども、今回は無効投票全体で2,263票の無効投票がございました。その内訳でございますけれども、何も書いていない票、そういったものが1,248票、これは無効投票全体の約55.1%ということで半数以上を占めてございます。それから、単に雑字を記載したもの、政党名あるいは「わからない」と、そういったものを書いた票が615票、それから、候補者でない者を記載したもの、例えば有名人とか著名人とかほかの選挙区の名前を書いたもの、そういったものが156票、それから、単に記号や符号、そういったものを記入したもの、例えば×とか斜線を引いたようなものがございますけれども、191票、そして最後に、その他ということで他事記載あるいは候補者同士の名前、氏名を組み合わせたもの、そうしたものが53票ということで、全体で2,263票ございました。

○佐々木（勝）委員

そういう実態で無効投票の率がいろいろとあるわけですが、この後の投票向上率の問題にもつながってくると思うんですが、現行投票制度では限界があるだろうと思うんですが、投票したくてもできない人たちという、残念ながらね。全部選挙権があるわけですが、こういう実態はやはり明らかになっていないんですか。それで、小樽市の場合、現行制度の中で投票したくてもできない人たちという、これは分析になりますかね。それが終わっていれば。

○選挙管理事務局長

ただいまのお話は、現行制度の中で在宅で寝たきりの方の中で一定程度の障害がございまして、郵便投票制度とこのことができるかと思います。ただ、これにつきましては一定の要件がございまして、身障者手帳をお持ちの方で、または下肢、大腿の障害ですとか医療機能障害、こういう方で1、2級の方とか、そういう一定の要件を持っていないければ投票できないという中で、現在該当者が市内に2,800人以上いらっしゃいます。それで、うちの方で既にこれらのものにつきましては、郵便投票証明書というのを交付いたしまして、これらの証明書を請求をされまして在宅で郵便投票ができるという制度でございますので、今回の総選挙におきましては証明書をお持ちの方が189名いらっしゃいました。それで投票された方が123人ということで、投票率にいたしますと65.8%というようなことで、ただ、これ以外にお家で寝たきりの高齢の方々の投票機会というものが無いわけがございまして、これの方につきましては何人かというのをちょっと我々は把握してございせんけれども、今回の選挙の中でも、そういう御家族の方からお問い合わせもございました。そういうことで、現在、現行制度の中では残念ながら認められていないというのが実情でございます。

○佐々木（勝）委員

現行制度を乗り越える、改善すると。一定の総括をしているんだろうと思いますけれども、今後について。

○選挙管理事務局長

ただいまの改善策ということでございますけれども、在宅郵便制度そのものも不在者投票の特例的な措置というようなことで、現行国の制度以外に法の中ではできないわけがございまして、ただ、国の方でも2000年スタートの介護保険制度がございまして、これらによって、高齢者の場合、障害の程度で異なりますけれども、歩行困難な状態が固定化されているのかどうかという判断がおおむね介護保険制度の中で認定ができるとすれば、それらを判定の一つの方法として拡大をするやに検討を今進めているというふうなことでございますので、実施時期等々につきましては時間はかかるかと思いますが、近い将来、現行制度の範囲拡大がされるものというふうに考えてございます。

○佐々木（勝）委員

職員倫理規程について

小樽市の職員倫理規程制定にかかわる報告とその見通しが昨日報告ありましたが、所管の関係で総務じゃないかなというふうに思っていたので質問する機会がなかったものですから、今日一応質問させてください。

当初の予定では作業等もいろいろあって、本年度中がどうかということでは報告があったと思うんですけども、昨日、3定の前にはそれを提示するというふうに発表がなっているように聞きますけれども、この辺のところ、準備が整ったというか、作業上の問題等もあるんでしょうし、現状と見通しについてお聞かせください。

○総務部長

職員の倫理規程につきましては、やはり総務部が今担当ということで動いているわけですが、実際に当初の進め方としていろいろな案を考えましたが、今、やはり手本というか、そのもとになるものは御承知のとおり国家公務員の倫理規程があり、それに基づいてまた道の倫理規程、いわゆる条例も動いて、同じく道の中でも同等にされています。全道の市では特定のまだ二、三の市しか設けておりません。そういう状況の中で小樽市も本当に残念ながらそういう不祥事がある中で見直してはどうかということで、市の職員の資質の向上というか、そういうものをやはり早く図らなければならないということではいろいろ考えて、その方法の一つとして倫理規程というものを設けていかなければならないと考えております。今その準備で、まず一つの方法としては、私どももいわゆる国家公務員の規定とそれから道条例をまずもととして、どういうことができるかを検討に入ったわけですが、市の段階でそれをとらまえていきますと非常にわかりにくいというか、我々が地域で行政を行っている、市民と密接した状況の中で行っている既存の行政の進め方の中ではちょっとなじまない面もあるような感じがいたします。そういう中で、市にマッチしたそういう倫理規程そのものをやはり検討しなきゃいけない。総務部の課長を中心にチームみたいのをつくって、例えば道内でやっている札幌市だとか江別市だとか石狩市、今3市しかないですけども、それらの案も取り寄せながらたたき台を今つくり上げているところであります。そのたたき台をつくり上げまして、総務部がこういうものをつくったから各部にというわけにはいきませんので、やはり各部もいろいろな業務を進めていく中でどういう倫理規程の姿がいいものかなというものを意見集約をしてもらおうと思っていて、その案を今出してもらって、我々総務部で集約をして、そしてある一定の委員会にかけて倫理規程というものをつくっていきたいというふうに思っています。

これはやはり一定の職員だけがわかっていて、いわゆる管理職以上がわかっていると、そういうものではやはりうまくないと思います。職員すべてがそういう自覚を持って公務員としての立場で今後の職務に当たるために、やはり意識改革も含めてやっていかなきゃならないものでありますけれども、職員一人一人がわかりやすいものといえますか、それらに伴って行動、いわゆる行動基準になるわけですから、それに基づいて仕事をやっていけるようにしたいということで、間もなく各部に流そうと思っていますが、そういう段取りからいきますと、集約も兼ねて恐らく3定にはお示しできるようなものにしていけるのではないかなというふうに思っております。

○佐々木（勝）委員

外国人入浴拒否問題について

国際交流の関係に入ります。この問題、国際交流にいくのが何かちょっとなじまないかなというような受けとめをするんですけども、いわゆる外国人入浴拒否問題が今国際交流が関係しているところで鋭意努力してもらって、それでこれまでもいろいろな面で、この入浴問題が、こういう問題にだんだんできてきているわけですが、国際交流で扱っていた今までの中で、入浴問題のほかも含めていろいろな苦情案件が国際交流に寄せられたという内容と案件からすれば。

○(総務)竹内主幹

外国人入浴お断り問題ということの件ですけども、いろいろな施設で外国人の入浴を断わり始めたというのが平成6年くらいからなんですけれども。それから、そのときから今まで苦情というのは、入浴施設に入れなかった

という苦情、問い合わせ、これは今まで5件ほどございます。それ以外の施設とか案件についての苦情等については受けておりません。

○佐々木（勝）委員

その5件というのは、いわゆるロシア人の問題だけではなくて、いわゆる小樽に住んでいる人たち、それから観光で来た人とか、その中身がもう少しわかればお願いしたいと思います。

○（総務）竹内主幹

今まで5件あったわけですが、この内容ですけれども、小樽市内に住んでいた外国人の方が断われたというのは1件でございます。残りの4件につきましては小樽市以外の方、細かく言いますと北海道に住んでいる方の件が3件、それから北海道以外に住んでいた方が1件でございます。

○佐々木（勝）委員

整理しますと大体入浴拒否している施設というのは何件になるのでしょうか。

○（総務）竹内主幹

この問題が起きた当時は、市内の入浴施設の中でお断りしていたところが3カ所ございましたけれども、今現在では1カ所がお断りしている、2カ所については改善されたということになってございます。

○佐々木（勝）委員

そういうことで、国際交流が扱っているその中身からすれば、入浴施設は入浴のこととして、そのものの実態をとらえれば、これは差別だということの認識は、恐らくこれまで来た経過の中からすれば同じくしているところじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点はどうですか。

○（総務）竹内主幹

施設に外国人だということだけでお断りしている点につきましては、確かに差別であろうかと思います。我々もそういうふうに認識がありますし、施設におきまして事情をお聞きしたり、それから、そういう改善方について要請をしている中で話をしたところでは、施設側についてもそれは重々差別になるというようなことは認識しておりますけれども、経営上の問題があってそういう措置をとっているんだというようなお話を伺いました。

○佐々木（勝）委員

絞られてくると小樽が外国人を拒否するようなとんでもない街だというふうに、この入浴問題を通して見られているけれども、先ほどの報告では入浴問題についてはそういう施設もあるけれども、ほかに一般にはそういう差別待遇を受けたというようなところはないんですね。

○（総務）竹内主幹

入浴施設以外で差別を受けたということの苦情、問い合わせについては受けてございません。

○佐々木（勝）委員

そうすると、この問題が差別問題にまで発展してきているという状況の中で、担当が国際交流で今扱っているわけですが、この部分の今後の解決の見通しと、それから、人種差別問題まで起きてきているわけですから、そういうような状況が知れ渡っているわけですから、その解決に向けてどういうふうにしようとしているのか。

○総務部長

確かに入浴問題という、今まで結構長く尾を引いていて、市民だけでなく道内の街に国際的に非常に問題を提起しているというか、小樽の名前が別の方面でまた出ているのが非常に残念なことです。これはやはり、今いろいろ民間でも入浴施設の関係につきまして、根底にはロシア人の船員を含めた、それにかかわっての、いわゆる習慣の違いというか、そういうものもあると思うんですね。これはやはり日本人にも同様にそういう習慣があると同じに、国際的なそういう方たちにも当然習慣があつてしかるべきであるし、そこをどういうふうに融和するかということが一番の問題だと思うわけです。そういう中で理解しあつてということもやはり大事なことでと思いますし、

ですから、いわゆる特定の3施設について一部注目されたわけですが、やはりその施設にとってもそういう一定の影響を及ぼすことになるロシア人が入ったおかげで日本人が入らなくなったということで、これは施設にとってはやはり大きな問題じゃないかと思うわけですね。ですから、そういうことでやはりお互いに習慣を聞き合い、それで解け合っていくという方向については我々も本当にいろいろ考えなければならないと思っていますし、また、今後人種差別だとか人権問題とかそういうことまでも大きく発展してしまったということは、本当に私自身も大変遺憾なことだと思っていますので、そういうことから、我々人権問題ということになればやはり大きな問題になりますので、これは市だけではなかなか片づかない問題もあります。今、法務局も実は大いに小樽の関係についても関心を持っておられますのでお話し、また、中央でもいろいろ気にかけてくれる部分もありますので、我々もいわゆる人権という、そういったものをとらえたやり方というか、考え方ですね、そういう部分を含めて、関係者、いわゆるいろいろおっしゃっている方も含めていろいろな意見を述べあって、そして専門家の意見を聞き、また当然法務局の人も入ってもらって、いろいろそういう懇話会を持って、そして今後の人種差別、人権問題等を考えていきたいというふうに思っています。

これはひとえに国際交流だけで進めるわけにはいきませんので、庁内でも市民の関係したところは集まって横断的に対応しながら、そういう懇話会の中でいろいろな意見を求めながら、どういう方向をとっていったらいいのか、これは短期的にはなかなか進まないと思いますけれども、そういう意見を求めながら、できる限りの方策をとっていきたいというふうに思っております。

○佐々木（勝）委員

有珠山噴火による学校現場への影響について

有珠山噴火による学校現場に与える影響、これまでとの大きな違いを。

○指導室長

有珠山の噴火にかかわる学校教育の影響ということでございますけれども、直接的な支障といえますか、そういう面では出ていないかと思えます。小学校におきましては、修学旅行の目的地、宿泊場所が変更になっているということがございます。中学校においては、これは影響というふうにはちょっと言いかねるところもあると思えますけれども、報道等で災害地の状況を知り、避難所での生活を強いられているという状況を中学生の方で知りまして、生徒会活動で募金活動等を発議しまして救援募金に協力するという教育活動を行っているところがございます。

○佐々木（勝）委員

そうすると、5月の末か6月の前半には全部小学校の修学旅行は終えましたか。

○指導室長

現在のところ、小学校は1校、これは当初から2学期9月に予定している学校が1校ございました。その1校を残してはすべて終わっています。

○佐々木（勝）委員

恐らく修学旅行を子供たちは期待するわけですから、その影響が、実施されたということであるならば、変更して、それにかかわる実態なんですけれども、今までは洞爺湖が宿泊地になっているんでしょう。それが変更になって、変更にかかわった分での費用実態だとか内容の検討、これらがわかれば。

○指導室長

修学旅行の変更にかかわる影響についてですけれども、まず最初に、経費の面につきましては、目的地が変わったことで、私どもちょっと懸念をしましたが、大体3,000円から4,000円ぐらい、上限で安くなっております。

それから、目的地ですが、昨年までですとほぼすべての学校が洞爺湖を宿泊地にしておりましたが、今年度は登別に宿泊場所を変えております。28校中26校が登別に、それから1校は夕張の施設に、それから滝川の施設に1校行ったところがございます。

それから、修学旅行そのものにつきましては、北海道の自然の触れる中で、今不足しております生徒同士の交流を深めるということを中心にしてやっておりますが、場所は変わりましたが、例えば後志方面からコースをとりまして登別で宿泊、あるいは、千歳、白老、苫小牧から経由しまして登別へ、あるいは旭川方面、滝川方面に2校というようなことで行われていますけれども、このものを加えますと、当初の目的は現在のところ達成できていると。まだ未実施の学校1校につきましても、9月になりますけれども、登別方面に当初の予定どおり計画しているというふうに聞いています。

○佐々木（勝）委員

今のお話の中で費用が安くなったという、この原因は。全体的に言えば小学校で修学旅行で平均でどのくらいかかっているんですか。

○学務課長

私どもの方では就学援助の事務をしているものですから、それぞれ最終的にどれだけかかったかという形での数字はっております。ただ、12年度はまだそれぞれ事務の継続中なものですから全体の平均等は出ておりませんけれども、11年度の平均でいいますと2万733円というのが小学校6年生の修学旅行の平均費用ということで押さえております。

○佐々木（勝）委員

最後になります。そういうことで、修学旅行を、これを機会にはないんですけども、逆に言えば内容が、逆に変わるというふうな、充実するというか、変化が起きていると思うんですよ。そういう面でつかんでいけば、それを最後にお聞きしたい。

○指導室長

修学旅行につきましては、いろいろ申しましたような目的を持ちまして、例えば小学校ですと北海道特有のアイヌの方々の歴史や文化に触れる、あるいは、特に北海道は火山活動が盛んですから、火山活動等の自然の特性について直接体験をするというようなことを中心に行われていまして、どちらかといいますと、これまでは見学型の修学旅行が主であったかと思うんです。それがこの10年ほど前から、子供たちの体験が不足しているというようなことから、物づくり、例えば牛乳からバターをつくるというようなこと、それから茶わんなどに絵つけをするというようなこともやっております、そういう物づくり、あるいは自然や動物等の直接の触れ合いをということで川下りをするというようなことや、牛、馬などに直接触れるというような、そういう直接体験型のものへと変わってきている傾向もあり、年々ふえてきている状況にあります。

こういう状況につきましては、今、子供たちの、先ほども述べましたように、直接体験が不足してきているということが指摘されておりますので、私どもとしては望ましい方向だと思っております。

○斉藤（陽）委員

生涯学習について

生涯学習について何点かお伺いをします。

我が党の秋山議員の代表質問への教育長からの御答弁をいただきましたけれども、生涯学習推進体制の確立ということで、御答弁の中で社会教育委員会議に諮って云々という御答弁をいただきました。この質問の趣旨としましては、社会教育推進の体制をつくっていくときに、社会教育の関係団体等の意見調整ということからさらに一歩進んで、社会教育施設と、いろいろな小中学校等の学校また道立高校ですとか国立大学とかさらに私立の短期大学もあるわけですが、小樽市内にあるそういった学校、さらに労働省所管の大学校と申しますか、職業訓練関係の大学とか、あるいは勤労青少年ホームとか、そういった労政所管と申しますか、市民部とか労政課とか、そういった形の施設、いろいろな多様な施設のダイナミックな連携と申しますか、役割分担と申しますか、そういったも

のが必要なのではないかとという観点から質問をさせていただいたんですが、私どもの質問の趣旨とお答えがちょっと合っていないのかなと思ったものですからお聞きしたいと思います。

○（社教）洪田主幹

生涯学習の推進体制ということで、教育委員会における現状の取り組みでは教育長から御答弁申し上げたとおりでございますが、将来的と申しますか、21世紀プランの中でも生涯学習の中の位置づけといたしまして、仮称でございますが、生涯学習推進会議を設置し、全庁的、将来的には全市的な取り組みまで含めた中で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

この会議につきましては、今年の2月に一度庁内の生涯学習関連部局の代表の課長職の方に集まっていたきまして、取り組みの方法とか、それからできることからやってみようということで、例えば生涯学習関連情報の取りまとめをして、それをどういう形で市民に周知していくとかそんなこととか、12年度以降等につきまして協議してございます。

今年度はまだ開催してございませんけれども、そのような形で計画してまいりたいと考えております。

○斉藤（陽）委員

生涯学習の行政を効率的に進めると。施策や事業を総合的にとらえるために、この生涯学習推進会議というのを、仮称ですけども、立ち上げるんだということが、この21世紀プランの中にうたわれているわけですけども、ぜひこれは強力に進めていただきたいと思います。

次に、21世紀プランの中に、学習活動への市民参加の促進ということが述べられているんですけども、地域に根差した学習機会を提供するというのが今の課題になっているということで、市民が主体的に企画し参加する生涯学習広場というのを開催して、全市的にこれを拡大するんだと、そういったことが21世紀プランの中に述べられています。学習活動への市民参加、自発的な参加を促進する、市民が主体的に企画して参加するというのは、具体的にどういうシステムがあってこの市民参加というのが実現できるのか。生涯学習広場の今現在の行われ方等も含めてお伺いしたいと思います。

○（社教）洪田主幹

生涯学習への市民の参加といいますか、これからの生涯学習の開催地等でございますけれども、この事業につきましては、平成6年度から実施してございます。平成6年度に銭函地区と高島地区で開催してございます。その後、高島地区、蘭島地区、朝里地区というふうに拡大してきてございます。本年度につきましては塩谷での開催を決定してございます。1年、2年につきましては、私ども教育委員会の方が主導といいますか、町内会の方々と学校とかPTAの方とか、そんな方で実行委員会を組織して実施するわけなんですけれども、1、2年は私どもの方で予算づけもして開催しております。その後は地域に自立してと申しますか、自主的な開催ということで現在まで来てございます。そんなことで、高島、銭函につきましては、今年は7回目という形になってございます。蘭島につきましては5回目、朝里は4回目ということで、順調に来ております。将来的には市内の周辺と申しますか、端の方から開催してございまして、全域に13地域ぐらいに分かれるかと思っておりますけれども、将来的には市の全域で開催したいというふうに一応思っております。

学習の中身でございますが、お子様からお年寄りまでということを考えてございますけれども、実際に今までの傾向を見ますと、やはり家庭にいらっしゃる女性の方とか高齢の方が趣味的なものをやってみたいとかそういう希望が多くて、全体的に希望をとるわけなんですけれども、七宝焼だとか絵手紙なんか入ってございます。それからパッチワークとか、あるいはグラウンドを利用してグラウンドゴルフだとか、将棋だとか、初心者でもすぐ取り組めるようなものを、学校をお借りしまして秋ごろの日曜日に開催していきたいと、そのように考えてございます。

○斉藤（陽）委員

ちょっとわかりづかったんですけども、市民参加をどのように企画し、主体的に企画し参加するかという、

そのシステムの部分、どういう手続といいますか、どういうやり方を、そういう参加の企画のやり方というのがあるのかなということを中心にお伺いしたんですけれども。

○（社教）洪田主幹

市民参加と申しますか、総合計画の中での市民参加ということだと思います。きっかけと申しますと、私どもの生涯学習の事業をいろいろ主催してございます。広報それからパンフレット等で市民に周知しながら応募していただいて参加していただいて、そして、それを終わられた後に自分たちのサークルなんかを形成して、またその中から指導者が出て広まっていくというような、ちょっと質問の趣旨と違いますね。

○教育長

最初に課長からお答えしましたように、私どもで企画を立てて、町会の方々に御相談をして、2年間ぐらいは教育委員会が予算的にも援助をしますのでどういうプログラムでやったらよろしいですかと相談をしながら、また赤岩とか銭函でやったときに推進会議を設けましたから、推進会議に反省点だとか来年の利用計画等をお諮りして、最初は委員会が主体で実施をしていただいて、次第に地域自立というか、自主的にやっていただく。7回目ということで、銭函と赤岩地区が先頭を切って実施をしていると。将来全市13地区まで広げたいというのが目標でございます。

○斉藤（陽）委員

代表質問の秋山議員の質問の中でそういったことをお伺いしているんですけれども、その中に受講者のアンケートを参考にするという部分があったんですが、受講者のアンケートというのは確かに利点ではあるんですけれども、それ自体は、企画というか、主体的に企画し参加するという内容と、教育委員会がアンケートをとってそれを参考にするということと、ちょっとニュアンスというか、内容的に結構差があるんじゃないかなと。もう少し市民が主体的に企画し参加するという内容といいですか、実態をつくっていきかなきゃならないんじゃないかなという部分があるんですけれども、どうでしょうか。

○（社教）洪田主幹

例えば成人学校等の講座の中に御意見ということでございますが、例えばうちの課の場合ですと、利用する皆様の御意見だとか、それからもちろんアンケートもそうですけれども、実際に運営の方法、抽選方法とか、いろいろの御意見も遠慮なく言っていただきますので、その中でこれはと思うものももちろん取り入れて運営してございます。いろいろ御希望もたくさんございます。いろいろなことをやってみたいというのはございますけれども、私どもの方も予算だとか場所とかそれからほかの都合での開催、あそこは老壮大学でやって人気があるからプラザでもという、そういうことはなかなかできませんので、本当に皆様の御希望や意見は二分しますけれども、なかなか主体ということになりますとちょっと難しい面もあるかと思います。

○斉藤（陽）委員

わかりました。

○斉藤（陽）委員

学校図書館の開放について

それで、ちょっと話題を変えて、生涯学習の一環なんですけど、生涯学習と学校施設との連携ということで、これは札幌市で行われているんですけれども、こういったパンフレットがありまして、開放図書館という学校開放の「開放」なんですけど、札幌市学校図書館地域開放事業というのがあります。これは、いわゆる学校にある図書室、小中学校、主に内容を見ますとほとんどが小学校で、66校ほど札幌市内の小中学校が指定校になっています。その小学校の月水木とか月水金とか、そういった週3回くらい午後の1時から4時ぐらいまでの時間帯を使って学校の図書室を地域に開放すると。地域のボランティアの方が学校に来て本の整理から貸し出し、返却の受け付け、そういった業務をボランティアの方が地域でやっていると。また、いろいろ社会福祉施設なんかにはボランティアの方が本の読

み聞かせをする。いわゆる学校図書だけでなく一般図書といいますが、小説だとか趣味の本だとか、そういったものも全部含めて運営しているということで、非常にこれはいわゆる生涯学習の一環でもあるし、ボランティア活動というか、そういうものを活気づけるという意味もあるし、さらに学校教育との連携という意味でも非常にいい内容ではないかと思うんですけども、まずこれについて御感想といいますが、いかがでしょうか。

○学校教育部長

確かに学校教育におきまして社会教育に強くかわりを持つことは大変必要なことで、ただいまのお話につきましては初めてお聞きすることですので、学校のやり方をまず調査して、その上で小樽市にとってどういうことができるのか考えてみたいと思います。

○斉藤（陽）委員

社会教育の方にお伺いしますけれども、学校開放ということでは図書室の開放というのが今まで行われた例はありますか。

○社会教育課長

私どもの方で学校開放事業をやっておりますけれども、これまでに図書館を、本来は、何ていいますか、今、お話があったような形での図書の利用という意味での開放をしたことはございません。

○教育長

ちょっと補足いたしますけれども、各学校の児童や生徒の図書室と別にPTAに対する図書の所蔵というのをしております、その学校の校区のPTAの、例えばお父さん、お母さんがそこから貸し出しをして自主的に図書活動を行っている、そういう現状は各学校にございます。

○斉藤（陽）委員

もし小樽市内で学校で図書室とか学校図書館の開放を行う場合、障害になろうかと思われるというような問題点は今ありますでしょうか。

○社会教育課長

ただいまの学校図書館の地域住民への開放ということですが、先ほど申し上げましたように、私どもが今やっております学校開放事業とちょっと中身が違うものですから、一つにはまず、学校が協力してくれるかどうかという問題もございしますが、それよりもまず第一に、それぞれの地域にどれくらいニーズがあるのかということが大事なのかなと思います。

また、今、お話にありましたように、札幌市の例なんかを考えると、地域の方々がボランティアで運営しているということなどを考えると、地域の中に一つのボランティアとしてそういう活動をしてくださる方がいるのかどうかとか、その辺のことが私どもははっきりわからない部分がありますので、その辺のところを十分に調査すると申しますか、研究して、そして熟度なんかを見ながら実現に向けていかなければならないのかなと。そういう意味で今後の研究課題にさせていただきたいなと、このように思っています。

○斉藤（陽）委員

図書館の夜間開館について

次に、社会教育施設の夜間開館についてですが、毎回のようにはこれははっきりを言っているんですが、今回ちょっと絞りまして図書館の夜間開館ということで、現在6時までということで6時閉館なんですが、これですと本当に仕事帰りに気軽に図書館に立ち寄ってという部分では、仕事が終わったら図書館も終わっているみたいなことで非常に市民の中からはちょっと不満だという声が多いのですが、ぜひとも1時間延長、例えば7時までで最低限何とかならないのかなということで、1時間延長して午後7時閉館ということは難しいのかどうか、いかがでしょうか。

○図書館長

図書館の時間延長についての御質問でございます。これは、前回2月22日でしたか、ここの委員会において他の委員と今の斉藤委員からそれぞれ御質問があったことだと思います。

これにつきましては、私ども一応調査はさせていただいた調査経過も申し述べたわけですが、やはり正確な調査が必要だということで、2月22日のときにはこの委員会の中で、アンケート調査を実施してその推移を見たいということでお答えをしております。

それで、今現在アンケート調査の実行中でございます。6月13日から7月16日まで図書館内で利用者アンケートを実施中でございます。その利用者アンケートの調査結果を待って、また館内で集計しながら利用者のニーズがどういった形になっているのかということを見きわめる中から検討を進めていきたいという形で、今現在はアンケート調査中ということで御理解願いたいと思います。

○ 斉藤（陽）委員

その中のアンケート結果次第という部分があるんですけども、もしその中に延長してほしいという希望が非常に多かった場合ですと、その場合に一番障害になっている点というのはどういうところなのでしょうか。

○ 図書館長

時間延長した場合、御承知だと思いますけれども、今現在図書館の業務は変則体制を一部とっております。土曜日、日曜日、これについては職員が半数交代でやっているという問題がございます。それから、職員だけではなく、嘱託の職員が今8名ばかりおります。そういった嘱託の方も、当然ながら早番・遅番という勤務体制をとっております。そういった変則勤務による業務の方のいろいろな引き継ぎの中における問題点など、そういった点が大きな問題だと思いますし、今1時間をふやすことによって、もちろん職場の中での館内の協議が必要ですが、関係機関との協議、これは時間外対応でいくのか、またはさらなる変則勤務でいくのか、または人員の増員でいくのか、いろいろな問題がやはり検討されなければなりません。そういった点が今言っている障害になっている部分ではないかなと思います。

○ 斉藤（陽）委員

いろいろな障害はありますけれども、市民サービスといいますか、市民からの要望が高い部分については、利用者第一といいますか、そういったサービス精神といいますか、そういったものを基本にしながら対応していかねやならないんじゃないかなと思いますので、ぜひとも工夫をして早期の実現を要望して終わりたいと思います。

○ 佐々木（政）委員

教室のカーペットについて

市内の小学校で床にカーペットを張っている学校があるわけですが、これは現在何校ぐらいありますか。

○（学教）施設課長

市内の小学校での教室のカーペットの件ですけれども、銭函小学校を含めまして合計4校が教室内カーペットになってございます。

○ 佐々木（政）委員

カーペットの床は非常に汚れも落ちにくく、特に児童のアレルギー対策も大変だということですが、教育委員会ではどのような対策をいらっしゃいますか。

○（学教）施設課長

学校長から、一部のお母さんからカーペットが多いためにアレルギーになるということでお話があって、私どもの方に、何とかできないものかと、そういう相談を受けております。

○ 佐々木（政）委員

御父兄の方やまた学校側から教育委員会の方に御相談があると伺ってまいりました。教育委員会として何か今後

これに対して対策といたしますか、対応を考えていらっしゃるでしょうか。

○（学教）施設課長

それですが、学校の中でも先生方の意見はどういう意見かと、こういうことも聞かなきゃいけないこともありまして、まずは学校内でカーペットがいいのか、または違うものがあるのか、意見を集約してほしいということで、意見を求めました。その結果、確かに低学年、特に1年生なんですけれども、給食をこぼして、特に汁物をこぼした場合、処理が大変だと。それで、やはりカーペットはまずいんじゃないかと。ですから、カーペットを取り替えて普通の床にしてほしいと、こういう意見になったものですから、委員会としましてはやはり予算の関係がございますけれども、年次計画で床の張り替え、カーペットからビニール床シートといたしますか、そういう床に替えていく検討を現在しているところでございます。

○佐々木(政)委員

今お話がございましたように、銭函小学校を含めて4校、カーペットを張り替えするということでございますが、今、課長の話をずっと聞いていまして問題があるんじゃないかなと思いますのは、今お話のとおり、予算の関係のこともありますし、それは一遍に対策を講ずるということはちょっと無理だということも理解をいたしました。でしたら、できるだけ年次計画に基づいてこの対応を優先的に論議していただきたい。この問題を早くお父さん方や父兄の皆さん方等々にも、解消に向けて導入していきたいということをお願いをしておきます。よろしく願いを申し上げます。

パークゴルフについて

次に、過日教育委員会にお尋ねをいたしました。パークゴルフの人口は今全国的にかなり増加をしている傾向にございます。本市においても増加の傾向にあるという考え方から、何点かお尋ねをいたしたいと思います。

まず、市内のパークゴルフ場の利用状況について、昨年自然の村では18ホール創設いただきまして、それから、民間も2カ所あると聞いておりますが、全体的にこの利用状況、これはどのようになっているか、それを聞かせていただきたい。

○社会体育課長

まず、パークゴルフ場の利用状況でございますけれども、平成11年度の状況で御説明させていただきます。

まず、昨年6月に18ホールでオープンしました自然の村でございますが、ここは公的な場所ですから数字を申し上げます。平成11年度は1万2,600人利用しております。なお、前年度に比べまして5,400人ほどふえていると、こういう状況にございます。

それから、もう1点、民間の状況でございますけれども、朝里川地域に2カ所ございます。こちらにつきましては、そのうちの一つがあたりを食らったんでしょうか、7,200人ぐらい落ちています。もう1カ所につきましては3,000人ほどふえていると、こういった状況にございました。市内の3カ所の状況はこのような状況でございますけれども、市外の状況に流れるやに聞いておりますので、一応こういうようなことでございます。

○佐々木(政)委員

今の利用状況ですね、民間の1カ所が今年になってふえているというお話がございました。

やはり自然の村の方の18ホールについては利用度が高いしということでございますが、それぞれの部分から新たなパークゴルフ場をつくるということに、こういうことが強い要望として市の方に出されているわけなんですけれども、今後のこれに対する対応の仕方といたしますか、その点についてどのように考えておられますか。

○社会体育課長

今、委員おっしゃられましたように、確かに地域などをはじめ幾つか強い要望が出ております。そういった中で、私どもといたしましては市内の状況は先ほど申しましたけれども、市外の状況にかなり流れているやにも聞いてお

りまして、ニーズは非常に高まっているだろうと、こういう実態にあるだろうとは思っております。そういったことからしまして、これまではパークゴルフ人口の推移を見ながら今後どう対応していこうかということを考えておりましたが、やはりパークゴルフ場もひとつ検討事項に加えていかなきゃならない、こういう状況、今日の状況になってきたのかなと思ってございます。

そこで、ただ、小樽市内の地形でございますので、やはり前提条件としましては一定の広さを要するパークゴルフ場でございますので、さらには交通アクセスとか総合的にパークゴルフ場を開設するにふさわしい場所の確保、この辺がなかなか、委員御承知のとおり、難しい、困難な部分があるなと思います。もう一つは財政的なこともございますけれども、今後の考えといたしましては、私ども教育委員会といたしましては今必要という判断をしております。そういった中で、今後関係部局とどのような形で作業を進めていけるか、総合的に調査・研究をしていく必要があるだろうと、こう考えておりました、そういったことも今後、今申しましたように、広く関係部とも協議してまいりたいと、そのように考えてございます。

○佐々木(政)委員

今後の取り組み方についてのお話がございました。私から改めて言うまでもなく、パークゴルフ場は非常に小さいお子さんから家族総ぐるみで健康的なスポーツの一環として利用できるという、そういうような部分が非常にあると思っております。これは市民がやはり健康的な面からも促進していかなければならないわけでありまして。それから今、冒頭に申し上げましたように、それぞれ市民からかなりの強い要望が出されている、こういう状況でございます。そういう状況を考えますときに、全市的に全員でプレーをするということはいつかは大切な面かなと思いますので、これはお話にございましたように、十二分に検討を深めていただいて年次計画を立てていただいて、やはり一日も早くそれぞれの場所にこういうふうな設置していかれるように、こういうことを強くお願いして私の質問を終わります。

○横田委員

スポーツの振興について

教育委員会に、スポーツの振興について何点かお尋ねします。

先ほどの職員の健康診断といった話ですけれども、肥満が多いということでドキッとしたんですが、生涯スポーツを続けていくことによって健康維持、それから、これは私の勝手な思い込みかもしれませんが、子供たちがスポーツに一生懸命打ち込むことによって非行に走る時間がなくなるということで、スポーツの振興というのが非常に大きな役割を持っているのかなと思います。

スポーツ振興法というのがあるそうですよ。大変勉強不足で申し訳ないんですが、それに基づいて文部省はスポーツ振興基本計画ですか、これを平成9年度に作成しております。

それを受けてということになっておるんですか、小樽市の実態、スポーツ振興の計画の関係の実情というのは、その辺は今までどうなっているのか、まずお聞きします。

○社会体育課長

ただいまスポーツ振興の関係でございますけれども、昭和36年に施行された法律がございまして、その中で地方公共団体の役割とかが書かれているわけでございます。中身については今省きますけれども、そういった中で、たまたまこういう大きな情報といいますか、国の方で実は文部省なんでもございますけれども、スポーツ振興の基本計画のあり方ということを見直そうという話が出てございまして、そういったことも絡めて今後考えていかなきゃならないだろうと思うんです。先ほどの御質問から先に申しますと、社会教育の推進計画というものを単年度単年度で教育委員会としてはつくっているわけでございますけれども、私どもといたしましては、社会教育部でつくったものの、特に社会教育推進の方針と重点というものがございまして、その重点の3番目に、やはり生涯スポーツ

の推進に努めるという、こういうような基本的な考え方を小樽市としては従来から持っています。それに従いまして各メニューがいろいろあるわけですが、単年度単年度事業計画に基づきまして、予算の裏づけを求めながら事業を推進していると、こういうような小樽市の状況にはございます。

○横田委員

どのような事業というか、目玉事業といいましょうか、こんなようなことでスポーツの振興を図っているんだというようなものがあれば2～3点で結構ですけれども。

○社会体育課長

例えば、先ほど委員もおっしゃられましたように、やはり明るく健康で市民一人一人がスポーツに親しむ、市民皆スポーツの街にするというような、そういうような気持ちを込めまして、やはり家庭及び地域の生活環境に即したスポーツの普及、具体的には本当に市民が身近に市民参加できるような軽スポーツから始める。具体的には市民歩こう運動それから市民スポーツ教室など、そういったような、余り細かく申ししても切りがございませんが、事業計画、さらにいわゆる市民参加型のスポーツ振興と、それからもう一つはスポーツ体育施設の整備充実、こういったものを掲げて事業を進めていると、こういう状況でございます。

○横田委員

何か余り、いや、わかりました。ひとつソフト面でいろいろなことがあると思います。ちょっと言えば、昨年の朝里の方で祭りがあったときに新たにマラソン大会をやろうだとか、そういったことで少しずつスポーツをだんだんやる人をふやしていこうというような、こういった増進をこれからも手がけていかなきゃならないのかなと思います。

振興のほかに選手の強化といいましょうか、スポーツ選手を強化する方策、最近小樽から有名選手というのがスポーツの関係で出ていないような気がします、これはやはり小学生レベルから、水泳なら水泳、陸上なら陸上に突出した強化方策というのが必要じゃないかなと思うんですが、そういったことを何か振興計画の中には挙げているのでしょうか。

○社会体育課長

事業計画の中にはスポーツ指導者の研修会というものを平成11年度から新たに設けまして、やはり競技力の向上それから競技人口の拡大などを目指すような形での講習会を新たに開設したと、こういうことが一つの目玉商品としてございます。

あとは、実際に今のお話ですけれども、レベルの高い選手をいかに輩出させるかということになるかと思うんですが、やはり現状の中では、私ども、体育協会あるいは指導委員会と連携する中では、なかなかやはり指導者の育成がちょっと難しい状況に来ていますので、今、そういうお話を今後どうしようかという話が実は先般の役員会議でも出ております。ですから、やはりこれは少し時間をかけながら、広く学校の先生方も交えながら、お話の機会を積極的に設けていかなければならないだろうと、こういうような観点でおります。

○横田委員

今、有名選手あるいはオリンピック選手なんかが出ますと、ジャンプなんかで非常にジャンプ少年団だとかジャンプ人口が一気にふえる。しかし、今はこういう有名選手がいなくなると、小樽市内、ジャンプがすっかりだれもいなくなると。非常に有名選手が出ますと、子供たちも、よしやってみようかということになるかと思うんですね。そういったものが、確かに長い時間がかかるかもしれませんが、逆に長い目で見据えた方策をとっていかなくちゃ、いつまでも有名選手はできない。有名選手といいましょうか、レベルの高い選手ができないのかなと思いますので、その辺の方策も今後やっていかなきゃならないのかなと思います。

スポーツに関しては、あと小樽市に武道館、柔道・剣道・空手、特に格闘技の専門の武道館というのが小樽市にありませんが、道内は、今調査中ですが、20都市ぐらいに専用の武道館があるかと思います。わからないなら構い

ませんが、小樽に柔・剣道あるいは空手等は、現在こういったところで練習あるいは大会などをやっておられるのかお聞かせください。

○体育館館長

総合体育館を利用して剣道の1団体、空手の2団体、合気道の1団体、少林寺など1団体が週2回ペースで練習しております。それから、柔道につきましては、柔道館、柔道の道場でございます。その他各地域の会場で練習をしているようでございます。

あと、大会につきましては、剣道・柔道につきましては、小樽後志地区で主に少年を対象にして約300人規模の大会を年1回、それから、市民大会で剣道・空手・柔道が体育館のアリーナを使用して大会をいたしております。それから、柔道につきましては、これまで2年に1回、国体の柔道道大会を体育館において開催しております。

○横田委員

柔道は、畳を敷いたら、アリーナというか、総合体育館で使用可能だと思います。ぜひ専用の武道館があれば大会もできる、練習も相当熱が入るというようなことで希望が出ております。ひとつその辺を、新たに箱をつくるのはなかなか難しいのであれば、学校の理解で跡地の利用なんかも含めて武道館というか、武道専門の施設なんかもこれから考えていかなきゃならないのかなと思いますので、よろしくお願いします。

この項の最後に、望洋のジャンプ台、下の着地台ですね、これは秋に町会等々、新光、朝里等でお祭りをやろうということで、雪のない時期の利用を一回考えておりますが、間もなくといいましょうか、冬になるわけですので、今年の計画、以前には何か一つだけ大会が入っているということをお聞きしましたが、その辺はどうでしょうか、

○社会体育課長

望洋シャンツェの関係でございますけれども、来年の1月に全道高等スキー選手権、これがジャンプとクロカンが小樽会場ということで、これは決まっております。ただ、望洋を使うか潮見台を使うという話がやはり高体連側にもいろいろありまして、その辺を今調整しまして、できるだけ望洋でいくような形でいきたいというようなことが、先般高体連の方から要請を受けてまいりましたので、一応望洋の方におおむね決定だろうと、こういうような形で今おふれが出ております。これは決定ですけれども、あとまだないのかというお話でございますが、今のところ、まだ残念ながら正式には決まっていらないんですね。やはり全日本クラスとそれから道内の大きなメジャーな大会ということをもまず単に見ますと、これが相当やはり早くから決まっている。特に冠ついている、それからワールドカップの関係もある。メジロ押しなんですね。そこにいかにすき間をくぐっていくかと、こういうようなことがありまして、しかも小樽の場合、冠がすぐ簡単につくような情勢でもないわけでありまして、ですから新たにづくっていただくようなふうに仕向けるか、それをいかによそから持って来るか、この辺の今争奪戦、これからも、今実は頑張っていますけれども、実現するかどうかわかりませんが、大いに応援をしていただきたいと、こう思っております。

○横田委員

記憶で申しわけないんですか、宮の森は、たしか年間100回近くの練習で使用しているんですね。小樽は練習するチームはないのかな、合宿だとか。その辺の誘致なんていうのはできないんですか、大会だけじゃなくて。

○社会体育課長

練習あるいは合宿の関係も含めて、宮の森もそうですし、名寄も実は相当数使われております。ただ、これにつきましても、相当早くからすべてスケジュールが決まってきている中で、1年後、2年後の話で随分来ております。ですから、我々その辺を、しかも温泉地域に近いこともありますし、そういった中で、できるだけこの中に、最大限努力すると言った方がいいと思いますけれども、方向に向けてそういうものを誘致できるような体制にもっていききたい。ただし、いろいろ整備費の関係が、費用がかかるということも一方ではあるものですから、その辺も努力してまいりたいと思っております。

○横田委員

ホームページへの議会報掲載について

今回の補正予算で議会報の関係の予算がいろいろ出されておまして、3定から議会報をやると。議会報の内容その他形状については編集委員会で私も出させていただきましてやっております。小樽市のホームページがありまして、このホームページに議会報を、形はどういう形かは別にしても、議会報あるいは議事録なんかを載せて会議媒体だけでなく小樽市民だけでなく、いろいろなところからも小樽の議会が何をやっているのかということが見られるようになればいいのかなというような話が出まして。現在の、小樽市がホームページを開設してから相当たっていると思いますが、アクセス状況といいたし、細かい数字は結構ですが、伸びているあるいは全然見られていない、こんなことはないと思いますが、その辺の状況はいかがでしょうか。

○(企画)安達主幹

ホームページのアクセス件数のことでございますけれども、これにつきましては平成10年12月から開設をしてございます。10年につきましては、おおむね月平均が大体2,300件ぐらいだったものが、11年度については3,500件ぐらいということで、1,200件ふえてございます。さらにまた、12年度の4月、5月の実績を見ますと、それぞれ4,500件、5,700件ということでございますので、開設当時に比べて相当大幅な伸び率というふうに思います。

○横田委員

小樽市のホームページに簡単に載せることはできるんですか。実質的に可能なんですか。例えば議会報でできたものをテキスト形式でもいいんですけども。

○(企画)安達主幹

議会報の載せ方そのものについては、いずれにいたしましても、技術的にそういったことは議会の中で必要であるということであれば、載せることについても具体的な検討はできるのではないかと、このように思います。

○横田委員

当然小樽市議会独自でホームページを立ち上げ、それに載せるのは普通でしょうし、そんな形の自治体が相当数あります。ただ、なかなかすぐというわけにもいかないでしょうから、現有している市のホームページにそういったことが載せられるかどうか確かめさせていただきました。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時30分

再開 午後5時20分

○委員長

会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

○新谷委員

陳情第39号並びに継続中の案件、請願第7号及び陳情第1号、第2号、第30号については願意妥当、採択を主張します。

陳情第39号第1項は議会中の居眠り及び欠席議員に対する報酬減額についてですが、市民の代表として議会に来ているのですから、もちろん居眠りはよくないことです。しかし、居眠りか否か、見ただけの判断は難しいものがあります。また、欠席議員に対しても、その理由はさまざまあり、理由のいかんを問わず減額することになりますから、第1項には反対をいたします。

第2項の議員の顔が見える位置への傍聴席の変更については、活発な論戦で議会の活性化を促し、たくさんの方々に傍聴に来ていただくことが大事であり、第2項についての市民要望が強くなってきた場合は、可能な限りその

要望にこたえるのが我が党の立場です。議会活性化委員会でも照明の問題など議場改修の問題が出されておりますので、この項については継続審査を主張いたします。しかし、第1項、第2項一括採決とのことですので、陳情第39号については継続審査を主張します。継続が否決された場合、自席にて棄権をいたします。

その他の継続中の案件については願意妥当、採択を主張します。詳しくは本会議で述べます。

以上です。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決をいたします。

まず、陳情第39号について採決いたします。

継続審査と決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、採択と決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、不採択と決定されました。

次に、請願第7号について採決いたします。

継続審査と決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よってさように決しました。

次に、陳情第1号、第2号、第30号について一括採決いたします。

継続審査と決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

可決と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。